

NO	意見の概要	意見に対する考え方
1	報告事項が増えることによる企業の費やすエネルギーや人的資源の負担増についてはどのようにお考えでしょうか。	「小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」（平成18年省令第1号）において、プラスチック製買物袋の排出を抑制するための事業者の取組として、プラスチック製買物袋を有償で提供することを規定する等の措置を新たに講じたところです。その際、一定の環境性能が認められるバイオマスプラスチックの配合率が一定以上の袋や海洋生分解性プラスチック製買物袋、繰り返し使用の観点から厚さ50マイクロメートル以上のプラスチック製の買物袋等については、法令上有料化の対象としていませんが、これらについてもそれぞれの使用量の推移を把握することにより、代替素材・製品への転換の進捗を評価し、今後更なる転換に向けた検討を進める必要があります。今般の意見公募の対象である「小売業に属する事業を行う容器包装多量利用事業者の定期の報告に関する事項を定める省令」の改正は上記の必要性を踏まえて必要最低限の項目を追加する措置であり、政策上の必要性に鑑みて合理的な範囲の変更と認識しています。

2	「バイオマスプラスチック」が実のところ単にバイオマスプラスチックを一定以上混合していれば該当する事及び全てこの枠で扱うとしている事が問題であると考える。 「バイオマスプラスチック」については、どう考えても、純バイオマスプラスチック（※ここでメチル基やカルボキシ基については特別な材料と言えず石油由来の物質を使う必須性があるとは言えないと考える。塩素については海水由来のものについては石油由来とカウントしないべきと考える。エチレン、メチル基、カルボキシ基等についてバイオマスでまかなうとすると、印刷部分等以外について重量比100%に近いバイオマス使用のバイオマスプラスチックの製品が出来上がるはずであるが、その様なものについて純バイオマスプラスチックとしておく。）と、非純バイオマスプラスチック（つまりバイオマスプラスチックと既存の石油由来のプラスチックとの混合のもの）で扱いを分けるべきであるのであるが（科学的に、論理的に、道理的にそうであるはずである。否定する者は馬鹿である。）、それをしていないのは現段階においても問題あるものであるので、「バイオマス混合プラスチック」「完全バイオマスプラスチック」の様な形でその扱いを分割する事とされたい。 経済産業省や環境省はこの問題について本気であるのか？本気であればどう考えてもそのようにすべきではあるが、であるので、そのようにされたい。 （なお、エチレンなどについては容易にバイオマス由来のものを作る事が現段階でも出来るのであるし（コストパフォーマンスについてはとりあえず置いておくが。しかし価格によっては選択肢としてそれなりにありうるものであると思われる。）、当然に「完全バイオマスプラスチック」となる包装も作れるのであるから、そのようにする方が完全バイオマス由来の商品の普及に望ましいはずである、という事を説明として述べておく。（述べないと馬鹿な言い訳をしそであるから仕方なくわざわざ述べるのであるが。）） 国行政・政治が「単なる不法な胡散臭いずるいおじさん」的な状況であるのは良くない事であるが（もちろん、他国からは何をやっているのか傍目から丸見えである。）、それくらいの適正さ（もちろん、非完全なバイオマスプラスチックと完全バイオマス由来の純バイオマスプラスチックについての区別を行う事による適正さである。「全く旧態然のプラスチック袋」「（一定以上の）バイオマス混合プラスチック袋」「完全バイオマスプラスチック袋」という区別を行うのは適正であるはずである。）とけじめを持って行政にあたっていただきたいと考える。 バイオマスプラスチックについては、（今の時点からそうすべきであるので）純バイオマスプラスチックのものとそうでないものについての区別を行う形にしていきたい。 意見は以上である。	「小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」（平成18年省令第1号）（以下「判断基準省令」という。）において、プラスチック製買物袋の排出を抑制するための事業者の取組として、プラスチック製買物袋を有償で提供することを規定する等の措置を新たに講じたところです。あらゆるプラスチック製買物袋について有料化することにより過剰な使用を抑制していくことを基本とした上で、省令による有料化の対象となるものとしては、消費者が商品の購入に際し商品を持ち運ぶために用いる、化石資源由来のワンウェイのプラスチック製の買物袋としました。バイオマスプラスチックはカーボンニュートラルの特性を持ち、地球温暖化対策として寄与することから、化石資源由来のプラスチックからの転換を図る素材として省令に基づく有料化の対象外とし、環境価値に応じた価値付け等を進めていくことが必要です。 バイオマス素材の配合率については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」（グリーン購入法）においても、実態等に基づき、庁舎等において営業を行う小売業務の店舗でワンウェイのプラスチック製の買物袋を提供する場合、より配慮することが望ましい事項として、バイオマスプラスチックが25%以上配合されていることを明記していること等も踏まえ、設定しています。 その上で、今般の意見公募の対象である「小売業に属する事業を行う容器包装多量利用事業者の定期の報告に関する事項を定める省令」の改正は、判断基準省令の改正に伴い定期報告書における項目を追加する措置であり、定期報告書改正案上では紙面の都合から単に「バイオマスプラスチック製の買物袋」としていますが、備考8に記載の通り、その指すところは判断基準省令第2条第3号に規定する「プラスチック製の買物袋のプラスチックの重量に占めるバイオマス（動植物に由来する有機物である資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭を除く。）をいう。）を化学的方法又は生物的作用を利用する方法等によって処理することにより製造された素材の重量の割合が二十五パーセント以上であるものであって、その旨が表示されているもの」としているものです。
---	---	---